

施設の管理に関する協定書

(施設の名称)

.....
横浜市（以下「甲」という。）と.....
（以下「乙」という。）は、乙が所有する下記所在の施設の管理に関して次の各条項により協定します。

(施設の所在)

第1条 施設の所在は次のとおりとします。

- 1 横浜市.....区.....
- 2 横浜市.....区.....

(施設の管理及び範囲)

第2条 乙は、施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行って下さい。

- 2 乙は前項に規定する管理業務のうち、次に掲げる事項について注意を払って下さい。
 - (1) 施設における流出入口及びスクリーン等を点検し必要に応じて清掃を行って下さい。
 - (2) 施設内外の危険防止施設（門扉・フェンス等）について十分配慮するとともに、その施設の補修が必要な場合は直ちに実施して下さい。
 - (3) 台風の接近等、異常降雨が予想されるときは、災害の発生を未然に防止するよう努めて下さい。
 - (4) 施設に関して異常、事故又は災害が発生したときは、応急措置を行うとともに、甲の指定した様式により報告して下さい。
 - (5) 乙は施設内外の点検並びに必要なに応じて清掃を行ない、甲の指定した様式により毎年8月に管理状況を報告して下さい。

- 3 乙は前項に掲げる事項の管理実施計画書の作成及び管理人の選定を行い、甲に提出して下さい。
- 4 甲は施設の管理状態を確認するために乙が所有する施設に立入ることができます。

(費用負担)

第3条 管理業務に関する経費は、すべて乙の負担とします。

- 2 施設が損壊した場合は、乙の負担により修復して下さい。

(施設の変更)

第4条 乙は施設存続中その機能の保全につとめるとともに、施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ甲と協議して下さい。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、この協定の締結の日から施設存続中とします。

(損害の賠償)

第6条 施設の管理のかしにより第三者に損害を与えたときは、すべて乙が賠償の責任を負うものとします。

(所有者の変更)

第7条 乙は、乙が所有する施設の所有権を第三者に譲渡したときは、この協定の各条項にかかる乙の地位をその者に承継し、直ちに甲にその旨を届け出るとともに協定の再締結をして下さい。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙双方の協議により決定するものとします。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

横浜市中区本町6丁目50番地の10

甲 横浜市

横浜市長 山中 竹春 印

乙

印